

第5次 吉田町男女共同参画プラン

令和7年度～令和10年度

住民一人ひとりが多様性を認め合い、
公正で、ともにいきいきと暮らせるまち



令和7年3月
吉田町

ごあいさつ

本町では、「人権の尊重」と「あらゆる活動への男女共同参画」を基本理念とした「吉田町男女共同参画プラン」を平成17年度に策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してまいりました。

この間、日本の社会では、少子高齢化による生産年齢人口の減少、育児や介護との両立などによる働き方のニーズの多様化といった、様々な課題が浮き彫りとなり、これらの課題を踏まえ、女性の活躍促進や男性の育児・介護休業の取得促進、働き方改革等を行い、誰もが意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を目指し、様々な取組が進められております。

さらに近年では、「困難女性支援法」「LGBT理解増進法」といった新たな法が施行され、一人ひとりのニーズに応じた包摂的な支援を行うとともに、相互に人格と個性を尊重し、共生する社会を目指していくことが求められております。

こうした状況を踏まえ、本プランにおいては、目指す姿を「住民一人ひとりが多様性を認め合い、公正で、ともにいきいきと暮らせるまち」としております。「教育」「職場」「家庭」「地域」という社会領域の垣根を超え、町全体として取り組むべき4つの基本目標を掲げ、引き続き、本町における男女共同参画社会の実現に向けた一層の推進を図ってまいります。

また、男女共同参画社会を実現するためには、町民の皆様、企業・関係団体の方々と行政が一丸となって取り組むことが何よりも重要となりますので、各施策の実施に当たりましては、更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり御尽力をいただきました吉田町男女共同参画プラン検討委員会の委員の皆様をはじめ、住民意識調査や事業所向けアンケートを通じ、貴重な御意見をいただきました町民の皆様、企業の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

吉田町長 田村 典彦



目 次

第1章 プランの基本的な考え方	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの期間	2
3 プランの位置付け	2
4 プランの策定体制	3
5 目指す姿	3
6 基本目標	4
7 SDGsとの関連	5
第2章 プランの内容	6
計画の体系	6
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けたジェンダー平等の意識づくり	7
(1) 学校教育における人権尊重・ジェンダー平等の教育の推進	7
(2) 子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進	8
(3) あらゆる世代における人権尊重・男女共同参画意識の啓発	9
(4) 性の多様性に関する理解の促進	11
基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と男女ともに活躍できる環境づくり	13
(1) ジェンダー平等の雇用環境の創出	13
(2) 女性のキャリア形成促進による女性活躍の実現	15
(3) 男性が家事・育児・介護へ参画できる環境の整備	17
基本目標3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と困難を抱える女性への支援	20
(1) DV、ハラスメント等の防止と被害者への支援の充実	20
(2) 困難に直面する女性に対する支援の充実	22
(3) ひとり親家庭等に対する支援の充実	23
基本目標4 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり	25
(1) 性差・年代に応じた心身の健康づくりの促進	25
(2) 性と生殖に関する健康・権利の理解と尊重	26
(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	27
(4) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり	28
(5) 男女共同参画の視点に立った防災の推進	29
第3章 プランの推進に向けて	32
1 庁内における推進	32
2 住民及び関係機関等との連携	32
3 男女共同参画に関する情報の提供	33
4 施策の評価	33
資料編	34
1 第5次吉田町男女共同参画プラン策定までの経過	34
2 男女共同参画に関する主な動き	35
3 吉田町男女共同参画プラン検討委員会設置要綱	37
4 吉田町男女共同参画プラン検討委員会委員名簿	38
5 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会設置要綱	39
6 男女共同参画にかかる法令等	41
7 第5次吉田町男女共同参画プランの指標と推測方法	46
8 用語解説	48

第1章

プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、それに基づく男女共同参画基本計画が策定されています。男女共同参画社会の形成に向けた様々な取組が進められており、それに基づき、これまで「男女共同参画基本計画（第1次～第4次）」が策定されています。令和2年には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、施策の総合的・計画的な推進を図っています。

「第5次男女共同参画基本計画」における目指すべき社会として、以下の4点について、基本的な視点及び取り組むべき事項として10項目が示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

第5次男女共同参画基本計画に示す基本的な10の視点

- ① あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進
- ② 性別に偏りがない社会の実現
- ③ 家庭や地域での男女共同参画の推進
- ④ 健康で、活躍し続けられる環境の整備
- ⑤ 科学技術の発展による取組の推進
- ⑥ 女性へのあらゆる暴力の根絶
- ⑦ 困難を抱える女性等への支援
- ⑧ 男女共同参画の視点による防災対策
- ⑨ 地域の主体的な取組の推進
- ⑩ 男女共同参画を牽引する人材の育成

本町においても、平成17年度に「吉田町男女共同参画プラン」を策定して以来、適宜見直しを行いながら男女共同参画の取組を総合的に推進しており、令和3年3月には、新型コロナウイルス感染症の流行など本町を取り巻く社会情勢の変化や本町の現状を踏まえ、令和3年度を始期とする「第4次吉田町男女共同参画プラン」を策定しました。

この度、「第4次吉田町男女共同参画プラン」が令和6年度をもって終了することから、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて、行政、住民、企業等が一体的に男女共同参画を推進するため、「第5次吉田町男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定しました。

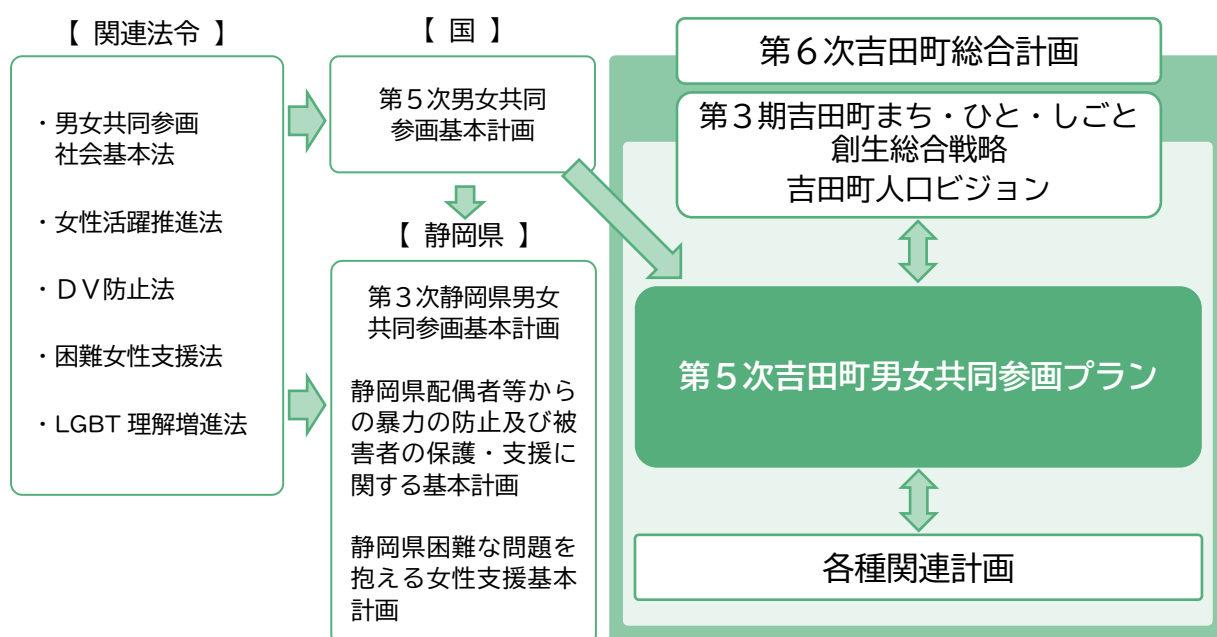
2 プランの期間

本プランは、令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間を計画期間とします。

3 プランの位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画であり、国の「男女共同参画基本計画」、静岡県「静岡県男女共同参画基本計画」を勘案して策定したものです。さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく本町の推進計画及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）の市町村基本計画を含めています。

本町における「男女共同参画社会の形成」は、「第6次吉田町総合計画」の「多様な人々が快適に暮らせるまちづくり」の施策の1つであり、「第3期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「吉田町人口ビジョン」との整合を図り、関連計画との連携を図りながら、推進していくものです。



4 プランの策定体制

本プランの策定にあたり、男女共同参画にかかわる町民意識の実態を把握するために「吉田町男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。

また、計画の検討においては、吉田町男女共同参画プラン検討委員会及びワーキンググループ、吉田町男女共同参画基本計画推進委員会で審議を重ね、パブリックコメントを実施して、広く町民の意見を聴く機会を設けました。

吉田町男女共同参画に関する住民意識調査の概要

調査対象	吉田町在住の18歳以上の男女の中から1,000人を無作為抽出
調査期間	令和6年7月8日～令和6年7月21日
調査方法	郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
回収状況	306通（有効回答率30.6%）

5 目指す姿

全ての人が自らの主体的な意思によっていきいきと活動するためには、男女の人権があらゆる場面において尊重され、責任を分かち合い、自らの能力や個性を自由に発揮して自分らしく生きることができる社会を築いていく必要があります。

男性も女性もその性別にとらわれることなく、自分とは違う価値観や発想を持っている人がいることを理解し、それを尊重すること、すなわち「多様性を認め合う」ことが重要です。

住民一人ひとりが、多様性を認め合い、ともに支えあい、ともに責任を担い、個人としての意思を自ら選択して行動し、自分にふさわしい生き方を選択できるような社会を形成するとともに、「みんなちがってみんないい」という考え方を単に肯定したり、受け入れたりすることにとどめず、その多様性を積極的に実現・確保・維持するために、より踏み込んだ「ジェンダー公正」という意識を高めるため、「住民一人ひとりが多様性を認め合い、公正で、ともにいきいきと暮らせるまち」を目指して、施策を推進していきます。

**住民一人ひとりが多様性を認め合い、
公正で、ともにいきいきと暮らせるまち**

6 基本目標

本町が目指す姿である「住民一人ひとりが多様性を認め合い、公正で、ともにいきいきと暮らせるまち」を実現するため、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けたジェンダー平等の意識づくり

学校教育において、人権尊重とジェンダー平等の教育を推進するとともに、子育てや教育に携わる人々には、男女共同参画に関する教育と学習を実施し、意識を高めます。また、あらゆる世代に対し、人権尊重と男女共同参画、性の多様性に関する啓発や理解の促進を図ります。

基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と男女ともに活躍できる環境づくり

ジェンダー平等な雇用環境、女性のキャリア形成の支援、男性の家事、育児、介護への参画促進により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

基本目標3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

DVやハラスメント等を防止するとともに、被害者への支援体制を強化させます。さらに、困難に直面する女性やひとり親家庭等への支援を充実し、生活の質の向上を図ります。

基本目標4 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

性差や年代に応じた心身の健康をサポートするとともに、性と生殖に関する健康と権利についての理解を促進します。政策や方針決定の場における女性の積極的な参画を進め、地域での男女共同参画を支える基盤を整えます。

また、ジェンダー平等の視点を取り入れた防災対策を推進します。

7 SDGs との関連

SDGs では「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことを理念として令和12（2030）年までの包括的な17のゴール（目標）を定めています。

本プランにおいても、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を含め、関連するSDGs の達成に向け計画を推進します。

関連するSDGs



計画の体系

住民一人ひとりが多様性を認め合い、
公正で、ともにいきいきと暮らせるまち

1 男女共同参画社会の実現に向けたジェンダー平等の意識づくり

- (1) 学校教育における人権尊重・ジェンダー平等の教育の推進
- (2) 子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進
- (3) あらゆる世代における人権尊重・男女共同参画意識の啓発
- (4) 性の多様性に関する理解の促進

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と男女ともに活躍できる環境づくり

女性活躍

- (1) ジェンダー平等の雇用環境の創出
- (2) 女性のキャリア形成促進による女性活躍の実現
- (3) 男性が家事・育児・介護へ参画できる環境の整備

3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

DV防止

困難女性

- (1) DV、ハラスメント等の防止と被害者への支援の充実
- (2) 困難に直面する女性に対する支援の充実
- (3) ひとり親家庭等に対する支援の充実

4 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

- (1) 性差・年代に応じた心身の健康づくりの促進
- (2) 性と生殖に関する健康・権利の理解と尊重
- (3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進
- (4) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- (5) 男女共同参画の視点に立った防災の推進

女性活躍 ……女性活躍推進法関連

DV防止 ……DV防止法関連

困難女性 ……困難女性支援法関連

基本目標 1

男女共同参画社会の実現に向けたジェンダー平等の意識づくり

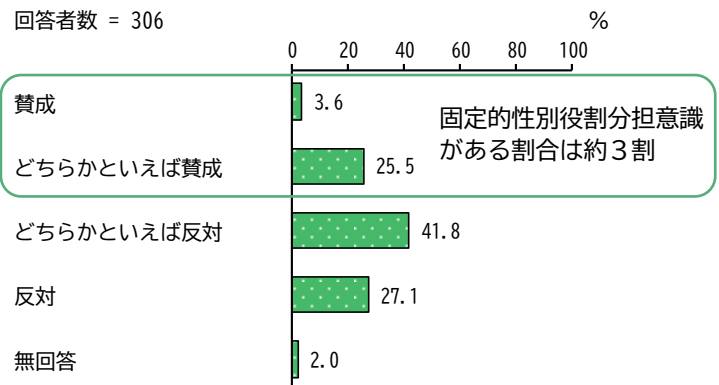
(1) 学校教育における人権尊重・ジェンダー平等の教育の推進

現状

○住民意識調査では、“男性は外で働き、女性は家で家事・育児をする”という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合は29.1%、「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた割合は68.9%となっています。

“男性は外で働き、女性は家で家事・育児をする”
という考え方について

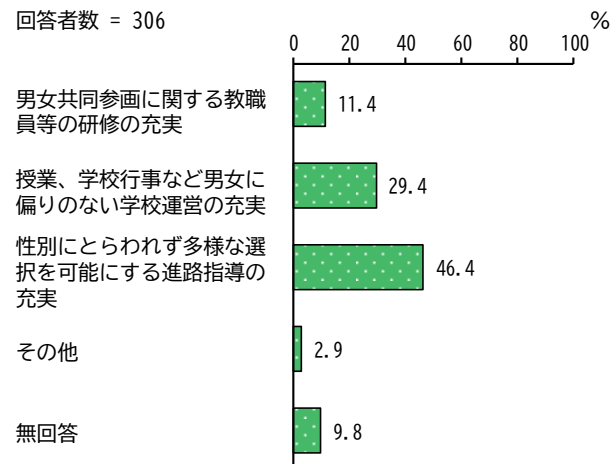
回答者数 = 306



○住民意識調査では、学校における人権の尊重、男女平等を推進する教育を進める上で、最も大切なことについて、「性別にとらわれず多様な選択を可能にする進路指導の充実」が46.4%と最も高く、次いで「授業、学校行事など男女に偏りのない学校運営の充実」が29.4%、「男女共同参画に関する教職員等の研修の充実」が11.4%となっています。

学校における人権の尊重、男女平等を推進する
教育を進める上で、最も大切なこと

回答者数 = 306



課題

○幼少期のうちから性別に基づく固定観念を生じさせないように、家庭や学校においてジェンダー平等意識を形成していくことが重要です。

○学校教育の場だけでなく、家庭・地域など社会のあらゆる分野においても、性別に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けさせる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

◆ 主な取組

学校教育で人権尊重とジェンダー平等の教育を推進し、次世代が多様な価値観を育むことを目指します。

主な取組	主な推進課
①教科指導や特別活動などにおけるジェンダー平等を推進する教育の充実 ②男女共同参画の視点に立った、多様な選択を可能にするキャリア教育の充実	学校教育課 企画課

指標	現状 ＜令和5年度＞	目標 ＜令和10年度＞
・中学生における固定的性別役割分担意識にとらわれない生徒の割合	59.2%	70%

(2) 子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進

現状

○住民意識調査では、年代別でみた“男性は外で働き、女性は家で家事・育児をする”という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合は40代を除き2割を超えています。

年代別“男性は外で働き、女性は家で家事・育児をする”という考え方について

区分	回答者数	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	無回答
19歳以下	2	-	-	50.0	50.0	-
20代	18	-	22.2	44.4	33.3	-
30代	38	2.6	21.1	26.3	50.0	-
40代	40	2.5	15.0	57.5	25.0	-
50代	53	5.7	24.5	45.3	24.5	-
60代	62	3.2	22.6	43.5	29.0	1.6
70代	73	2.7	34.2	43.8	19.2	-
80歳以上	16	12.5	50.0	18.8	12.5	6.3

○住民意識調査では、学校における人権の尊重、男女平等を推進する教育を進める上で、最も大切なことについて、「性別にとらわれず多様な選択を可能にする進路指導の充実」が46.4%と最も高く、次いで「授業、学校行事など男女に偏りのない学校運営の充実」が29.4%、「男女共同参画に関する教職員等の研修の充実」が11.4%となっています。
(再掲)

課題

○子どもたちの個性を伸ばすとともに、ジェンダー平等・男女共同参画の意識を育むためには、子育てや教育に携わる者がジェンダー平等・男女共同参画を正確に理解し、実践することが重要です。子育てを行っている保護者や、子育てや教育に携わる者への教育・学習機会を創出する必要があります。

◆ 主な取組

家庭や地域、教育機関、企業へ男女共同参画に関する教育・学習を推進し、子どもたちの成長を支える仕組みをつくります。

主な取組	主な推進課
①子どもたちが健やかに成長できるための家庭や地域における環境づくりの支援 ②教育機関や企業を対象とした、男女共同参画に関する学習機会の提供	企画課 こども未来課 健康づくり課 学校教育課

指標	現状 <令和5年度>	目標 <令和10年度>
・子育て世帯向けセミナーの満足度	—	90%

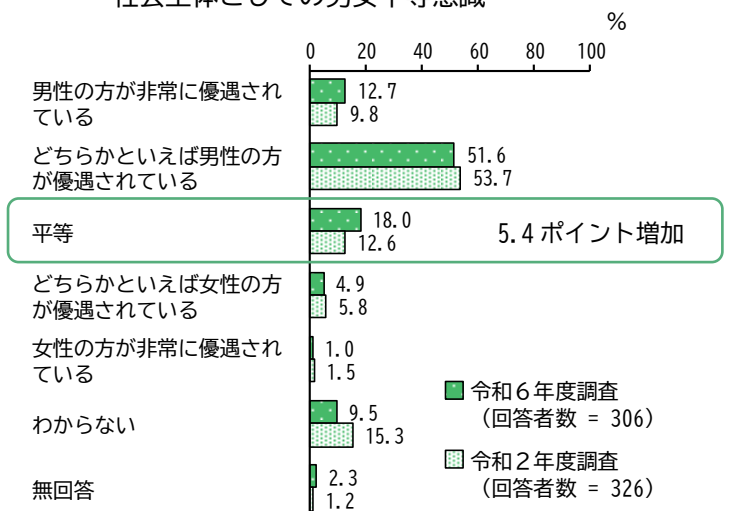
※当該年度の実績値がないものについては、「—」と表記しています。

(3) あらゆる世代における人権尊重・男女共同参画意識の啓発

現状

○住民意識調査では、社会全体としての男女平等意識について、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合が64.3%となっています。令和2年度調査と比較すると、「平等」が増加しており、社会全体としての男女平等の意識が増加している傾向が伺えます。

社会全体としての男女平等意識

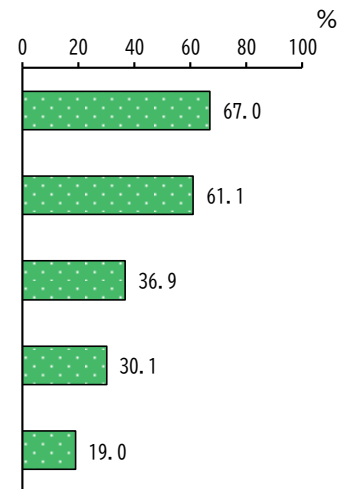


○住民意識調査では、男女共同参画社会の実現のために、自分自身が出来ることについては、「男女が互いに対等な存在として尊重する意識を持つ」が67.0%と最も高く、次いで「性別に関する偏見や先入観を持たないように心掛ける」が61.1%と人権意識・男女平等意識を身につけることの重要性があがっています。

男女共同参画社会の実現のために、自分自身が出来ること（上位5位）

回答者数 = 306

男女が互いに対等な存在として尊重する意識を持つ
性別に関する偏見や先入観を持たないように心掛ける
家事・育児・介護等、男性があまり担っていないことに取り組む、又は取り組んでいる人を支援する
組織の役割やリーダー等、女性があまり担っていないことに取り組む、又は取り組んでいる人を支援する
男女共同参画に関する制度や社会状況の勉強をする



課題

○固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。また、住民が主体となる男女平等意識についての話し合いの場や人権意識の高揚に向けた取組が必要です。

◆ 主な取組

あらゆる世代に対して人権尊重と男女共同参画の意識を啓発し、固定的な性別役割分担意識の解消など社会全体の意識を向上させます。

主な取組	主な推進課
①講座や講演会等の開催による人権尊重や男女共同参画に関する学習機会の充実	福祉課 生涯学習課
②広報誌やホームページ等における男女共同参画の啓発・情報提供の充実	町民課 企画課

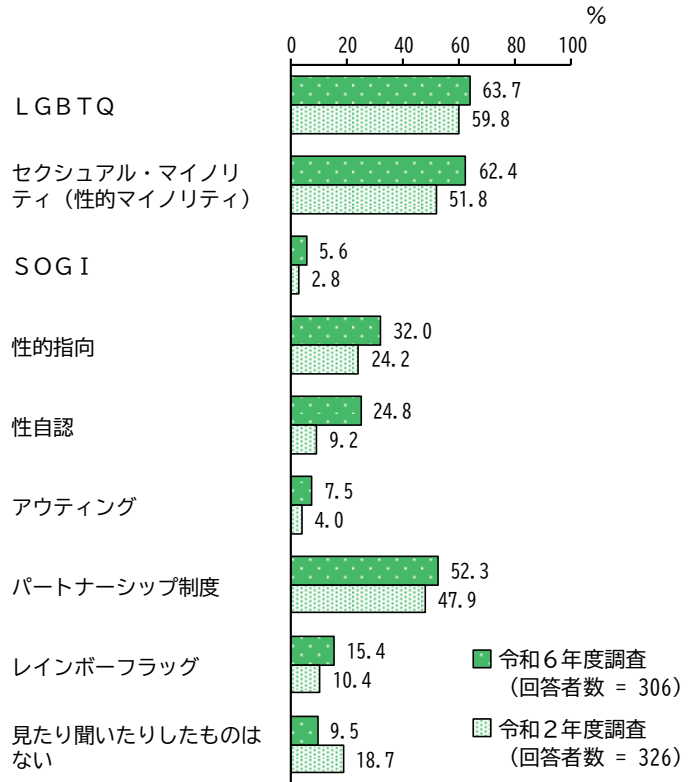
指標	現状 <令和5年度>	目標 <令和10年度>
・人権啓発活動（人権教育講演会）の理解度	88.6%	90%

(4) 性の多様性に関する理解の促進

現状

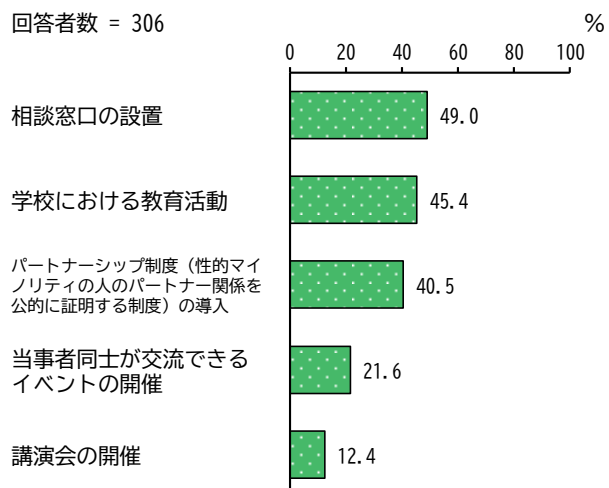
○住民意識調査では、性の多様性に関する用語のうち、見たり聞いたりしたことがあるものについて、「L G B T Q」が63.7%と最も高く、次いで「セクシュアル・マイノリティ(性的マイノリティ)」が62.4%、「パートナーシップ制度」が52.3%となっています。令和2年度調査と比較すると、全ての用語で認知度が上昇しており、性的少数者のことを身近にある問題として捉えている人が増加している傾向が伺えます。

性の多様性に関する用語の認知度



○住民意識調査では、性の多様性への理解を促進するために行政に求める施策について、「相談窓口の設置」が49.0%と最も高く、次いで「学校における教育活動」が45.4%、「パートナーシップ制度(性的マイノリティの人のパートナー関係を公的に証明する制度)の導入」が40.5%となっています。

性の多様性への理解を促進するために行政に求める施策(上位5位)



課題

○性的指向・性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いを認めあう社会を築くために、町民に対する性の多様性を尊重する意識を醸成する啓発の実施及び性的マイノリティ当事者へのパートナーシップ制度の導入などの支援が必要です。

◆ 主な取組

性の多様性に関する理解を深めるための活動を展開し、性的指向・性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いを認めあう社会を実現します。

主な取組	主な推進課
①性の多様性に関する理解促進のための啓発・情報提供の充実 ②学校における性の多様性に関する教育の充実	企画課 学校教育課

指標	現状 ＜令和5年度＞	目標 ＜令和10年度＞
・男女共同参画や性の多様性に関する情報発信回数	2回／年	3回／年

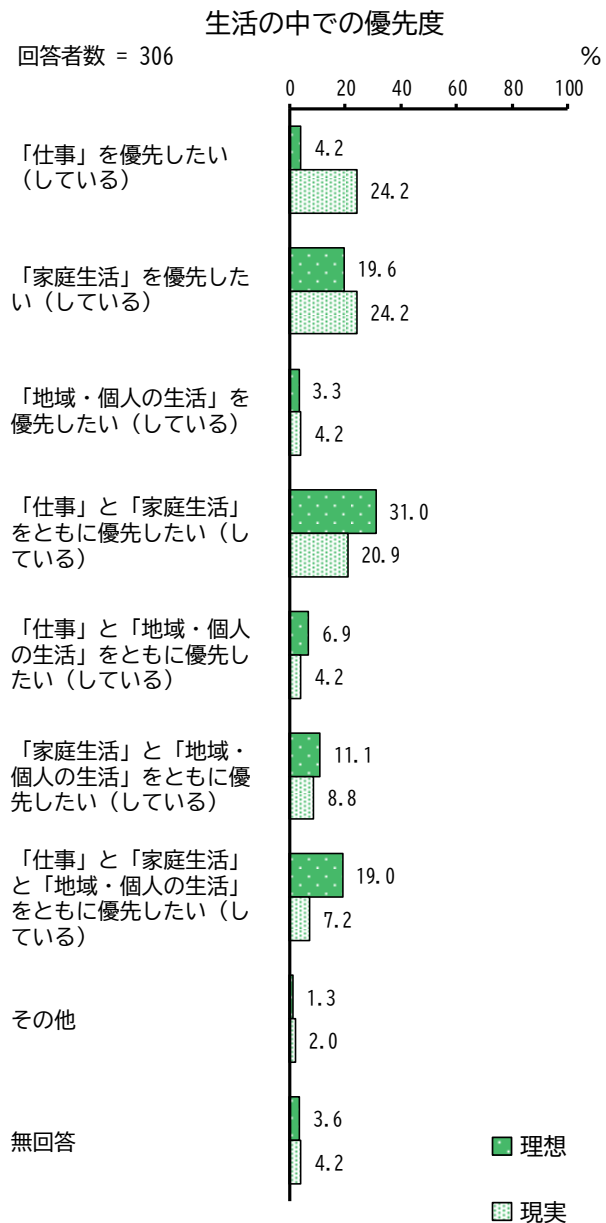
基本目標 2

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と男女ともに活躍できる環境づくり

（１）ジェンダー平等の雇用環境の創出

現状

○住民意識調査では、生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、希望では、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい（している）」が31.0%と最も高くなっている一方、現実では、「『仕事』を優先したい（している）」、「『家庭生活』を優先したい（している）」が24.2%と最も高くなっています。



○住民意識調査では、女性の社会参画のために、町政として必要な取組について、「育児・介護の支援」が63.1%と最も高く、次いで「女性の雇用の継続、安定化のための支援」が48.0%、「役場や子育て支援センター、カウンセラーなどによる相談の充実」が42.2%となっています。

女性の社会参画のために、町政として必要な取組（上位5位）

回答者数 = 306

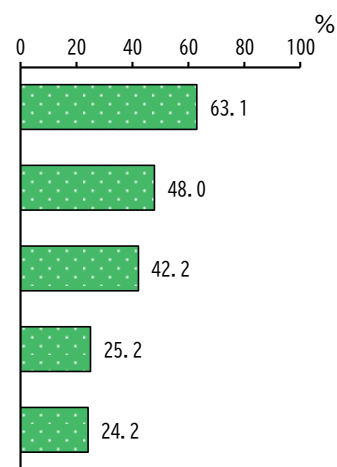
育児・介護の支援

女性の雇用の継続、安定化のための支援

役場や子育て支援センター、カウンセラーなどによる相談の充実

経済的基盤が脆弱な家庭の支援

企業等への女性参画についての意識啓発



課題

○職場内のワーク・ライフ・バランスに対する意識を醸成し、職場全体でワーク・ライフ・バランスを進めていくことが重要と考えられます。

○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、長時間労働の是正や、年次有給休暇の取得促進等を図ることが必要です。

◆ 主な取組

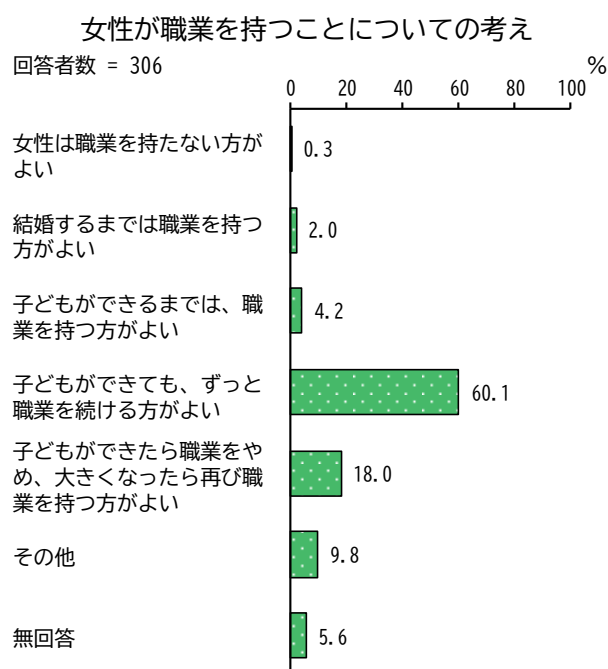
町民や企業に対し、企業訪問等により啓発等を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現、ジェンダー平等な雇用環境の創出を目指します。

主な取組	主な推進課	
①雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する意識の啓発 ②「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及促進 ③多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組の促進	産業課 企画課	
指標	現状 <令和5年度>	目標 <令和10年度>
・静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所登録件数（累計）	20件	24件

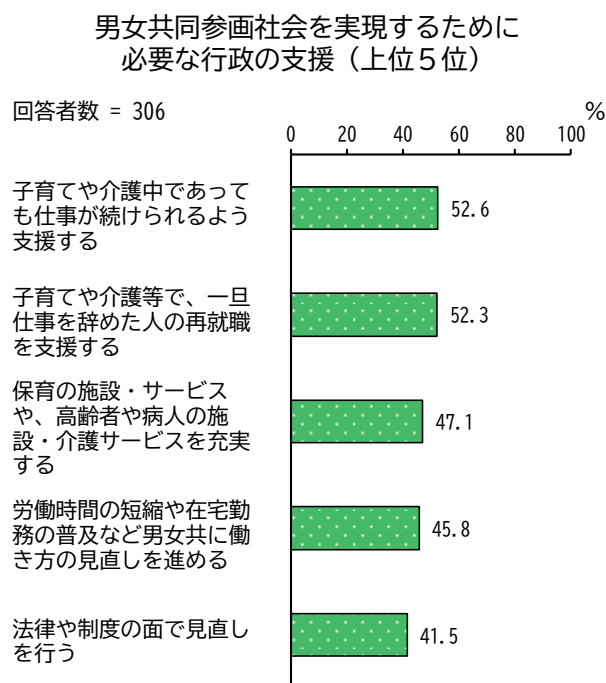
(2) 女性のキャリア形成促進による女性活躍の実現

現状

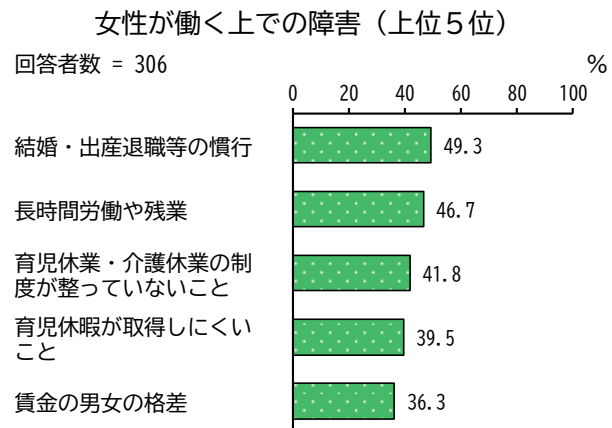
○住民意識調査では、女性が職業を持つことについての考えについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が60.1%と最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が18.0%となっています。



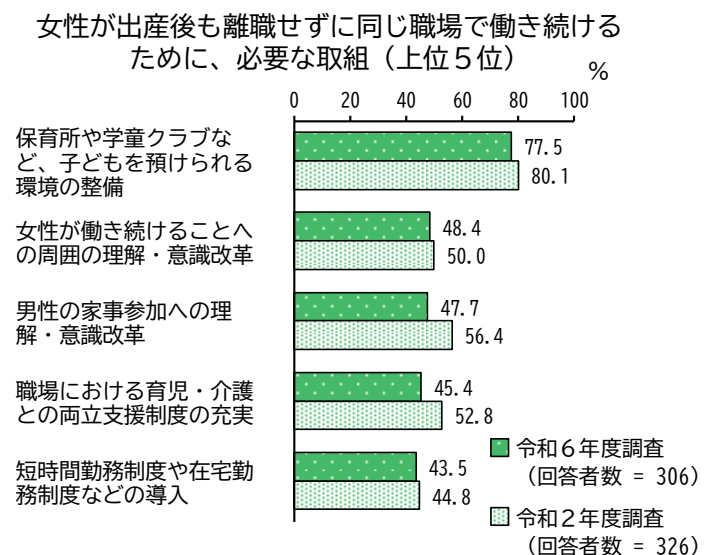
○住民意識調査では、男女共同参画社会を実現するために必要な行政の支援について、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が52.6%と最も高く、次いで「子育てや介護等で、一旦仕事を辞めた人の再就職を支援する」が52.3%、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設・介護サービスを充実する」が47.1%となっています。



○住民意識調査では、女性が働く上での障害について、「結婚・出産退職等の慣行」が49.3%と最も高く、次いで「長時間労働や残業」が46.7%、「育児休業・介護休業の制度が整っていないこと」が41.8%となっています。



○住民意識調査では、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、必要な取組について、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が77.5%と最も高く、次いで「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」が48.4%、「男性の家事参加への理解・意識改革」が47.7%となっています。



課題

○今後も、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進める必要があります。

○就職・再就職の支援を行うとともに、就業継続が可能となった女性が、出産後もキャリア展望を失わずに活躍できる社会に移行するための支援が必要です。

○令和2年度調査と比較し、女性が出産後も働き続けるために必要な取組として、男性の育児参加や職場における育児・介護との両立支援制度の充実が5ポイント以上減少しており、意識改革や制度の理解が図られてきていることがうかがわれますが、女性が出産後も離職せずに働き続けられるよう、引き続き支援が必要です。

◆ 主な取組

女性のキャリア形成について、企業等に働きかけを行うとともに、保育サービス等の充実により、女性が積極的に社会で活躍できる環境を整えます。

主な取組	主な推進課
①女性の就業に関する支援の充実 ②女性の能力向上のための研修機会の充実 ③女性管理職の登用に向けた意識啓発の促進 ④多様なニーズに対応した保育サービスの整備や放課後児童対策の充実	企画課 産業課 こども未来課

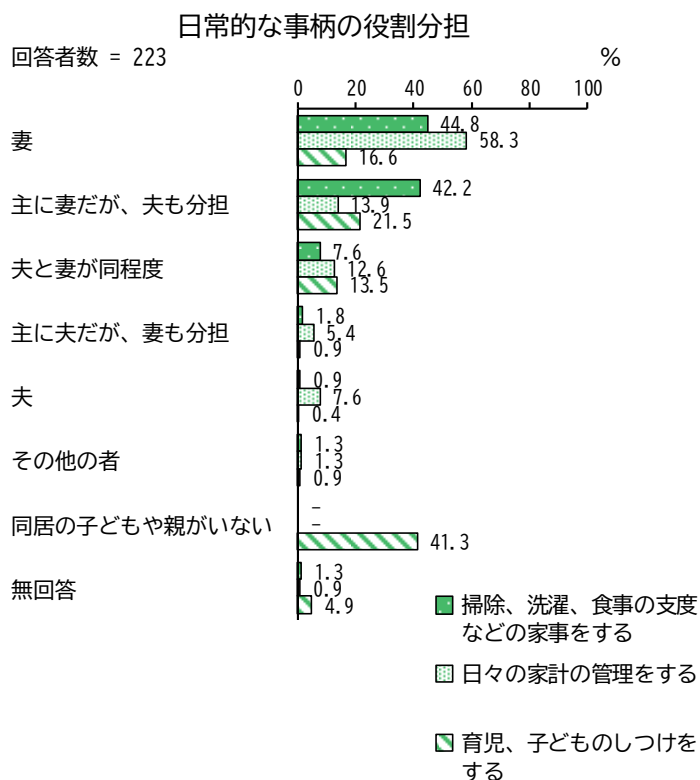
指標	現状 <令和5年度>	目標 <令和10年度>
・企業向けセミナー参加企業の満足度	—	90%

※当該年度の実績値がないものについては、「—」と表記しています。

(3) 男性が家事・育児・介護へ参画できる環境の整備

現状

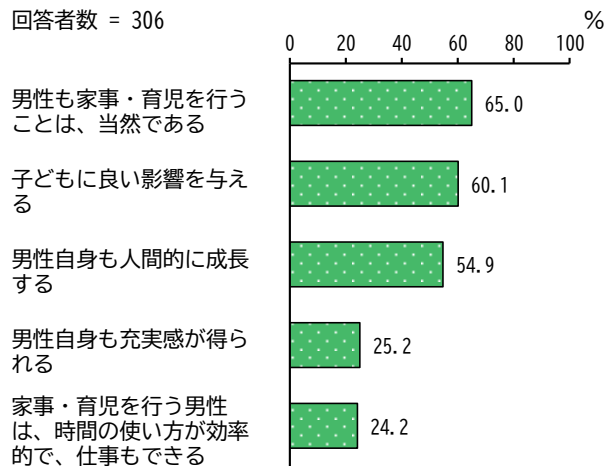
○住民意識調査では、日常的な事柄の役割分担について、「掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする」「日々の家計の管理をする」「育児、子どものしつけをする」は「妻」「主に妻だが、夫も分担」の割合が高くなっており、女性が担う場合が多くなっています。



○住民意識調査では、男性が家事・育児を行うことについて、「男性も家事・育児を行うことは、当然である」が65.0%と最も高く、次いで「子どもに良い影響を与える」が60.1%、「男性自身も人間的に成長する」が54.9%となっています。

男性が家事・育児を行うことについて（上位5位）

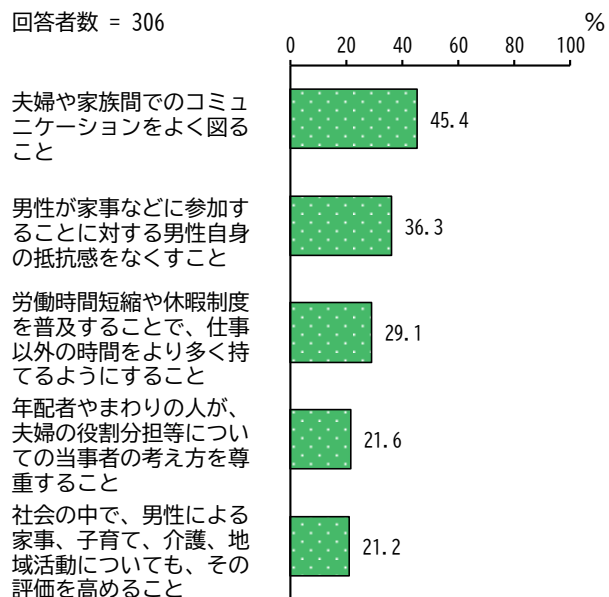
回答者数 = 306



○住民意識調査では、男性の「地域活動」や「家事・育児・介護等の家庭生活における活動」への参画を進めるために必要な取組について、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が45.4%と最も高く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が36.3%、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が29.1%となっています。

男性の「地域活動」や「家事・育児・介護等の家庭生活における活動」への参画を進めるために必要な取組（上位5位）

回答者数 = 306



課題

○男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現することが必要です。

○子育てや介護等において家族が共同で行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

◆ 主な取組

男性が家事、育児、介護に参画できるよう支援し、家庭内外でのジェンダー平等を実現します。

主な取組	主な推進課
①男性の家事・育児・介護能力向上の学習機会の充実 ②男性の育児休業・介護休業取得の促進 ③家庭における対等な協力関係意識の啓発 ④町職員の仕事と家庭を両立できる環境の整備	福祉課 産業課 こども未来課 総務課 企画課

指標	現状 ＜令和5年度＞	目標 ＜令和10年度＞
・家族介護交流会・家族介護教室の男性参加者数	9人／年	14人／年

基本目標3

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と 困難を抱える女性への支援

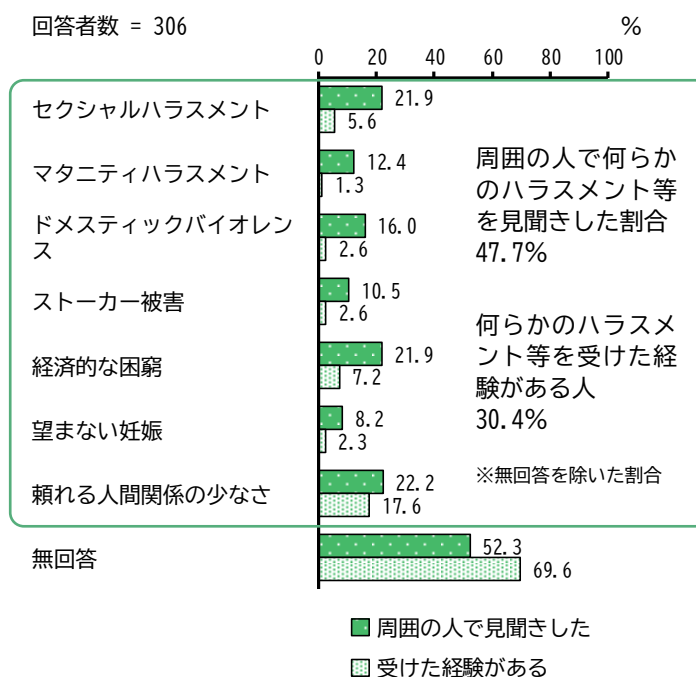
(1) DV、ハラスメント等の防止と被害者への支援の充実

現状

○住民意識調査では、ハラスメント等を受けた経験の有無について、周囲の人で何らかのハラスメント等を見聞きした割合は47.7%となっています。また、何らかのハラスメント等を受けた経験がある人は30.4%となっており、そのうち、ドメスティック・バイオレンスを受けた経験がある女性は3.8%、男性は1.4%となっています。

ハラスメント等を受けた経験の有無

回答者数 = 306



ハラスメントを受けた経験の有無（性別）

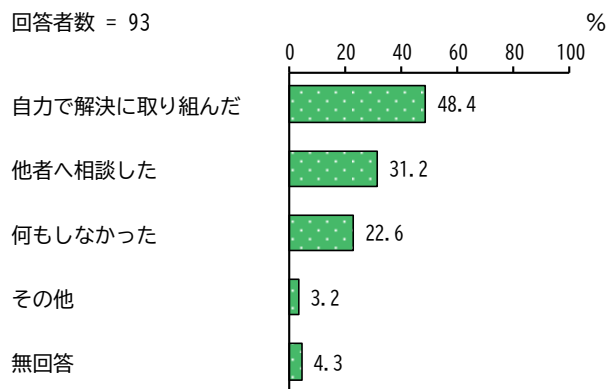
(%)

区分	回答者数(件)	セクシャルハラスメント	マタニティハラスメント	ドメスティック・バイオレンス	ストーカー被害	経済的な困窮	望まない妊娠	頼れる人間関係の少なさ	無回答
男性	143	1.4	0.7	1.4	0.7	7.7	2.1	14.7	75.5
女性	157	9.6	1.9	3.8	4.5	7.0	2.5	21.0	63.1

○住民意識調査では、困難な問題を経験したとき、あるいはその後の対応について、「自力で解決に取り組んだ」が48.4%と最も高く、次いで「他者へ相談した」が31.2%、「何もしなかった」が22.6%となっています。

困難な問題を経験したとき、あるいはその後の対応

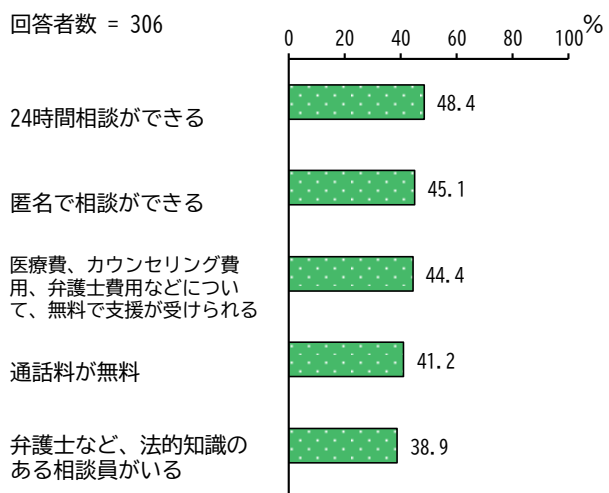
回答者数 = 93



○住民意識調査では、女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいことについて、「24時間相談ができる」が48.4%と最も高く、次いで「匿名で相談ができる」が45.1%、「医療費、カウンセリング費用、弁護士費用などについて、無料で支援が受けられる」が44.4%となっています。

女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいこと（上位5位）

回答者数 = 306



課題

○DV被害者には、自分が被害者であるという自覚がないままに暴力を受け続けている人がいます。また、女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性があります。相談したいと思った時に適切な相談事業を利用できるよう、継続して、相談窓口の周知を図っていくことが必要です。

○暴力防止への理解を広く町民に促すためには、当事者や関係者だけでなく、多くの町民に向け、様々な機会において広い普及活動を行うとともに、様々な暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。そのためにも、暴力の根絶のため警察や医療機関、民間団体との連携を強化しながら、被害者の安全を確保し自立に向けた支援を行っていくことが必要です。

◆ 主な取組

DVやハラスメント等の防止と被害者支援を強化するとともに、暴力根絶に向けた理解を広く周知し、暴力を容認しない社会の実現を目指します。

主な取組	主な推進課
①暴力根絶のための広報啓発活動の推進 ②職場におけるハラスメント（セクハラ、マタハラ等）防止意識の啓発 ③DV、ハラスメント等に関する被害者への相談体制の充実	こども未来課 産業課 企画課

指標	現状 ＜令和5年度＞	目標 ＜令和10年度＞
・ドメスティック・バイオレンス防止のための啓発活動回数	3回／年	3回／年

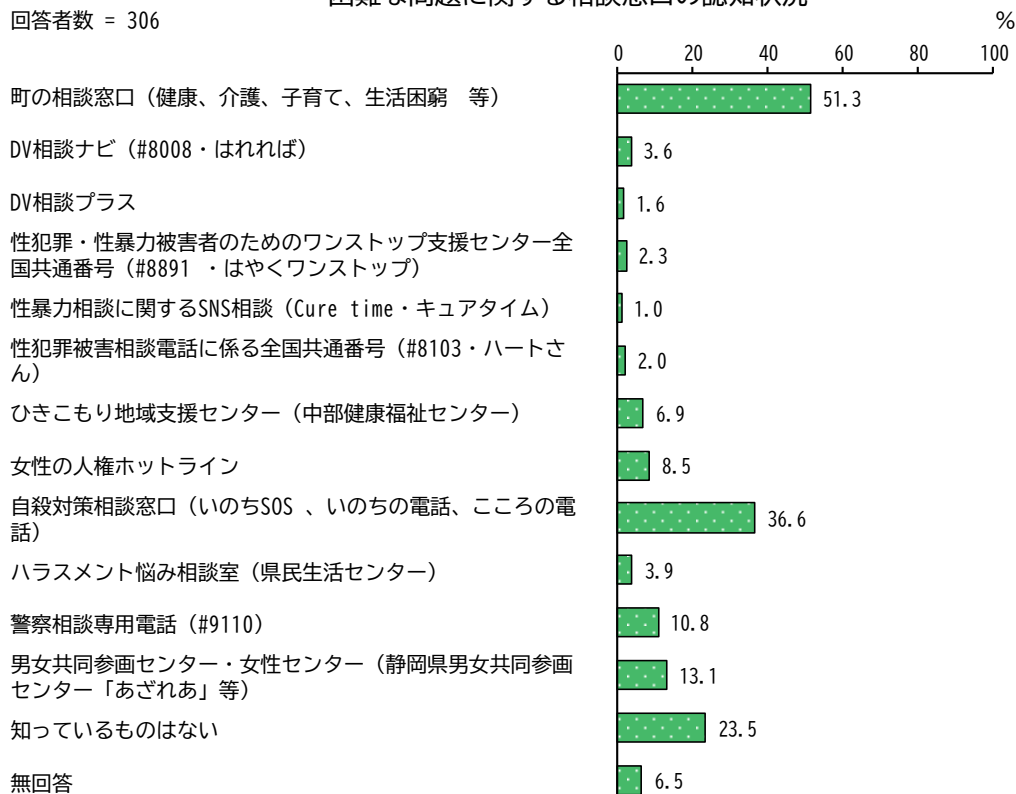
（２）困難に直面する女性に対する支援の充実

現状

○住民意識調査では、困難な問題に関する相談窓口の認知状況について、「町の相談窓口（健康、介護、子育て、生活困窮 等）」の割合が51.3%と最も高く、次いで「自殺対策相談窓口（いのちSOS、いのちの電話、こころの電話）」の割合が36.6%、「知っているものはない」の割合が23.5%となっています。

困難な問題に関する相談窓口の認知状況

回答者数 = 306



課題

- 女性は、出産・育児などにより就業を中断することが多いこと、また、就労形態も非正規雇用が多いことから、貧困や生きづらさなど生活上の困難を抱えやすいとされています。そのような人を支援するための体制を充実させる必要があります。
- 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることが重要です。困難な問題に関する相談窓口を知らない人もおり、相談窓口の周知とともに、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備することが必要です。

◆ 主な取組

貧困や生きづらさなど生活上の困難を抱えている女性の支援や必要なサービスを包括的に提供することで、困難に直面する女性の生活の質の向上を図ります。

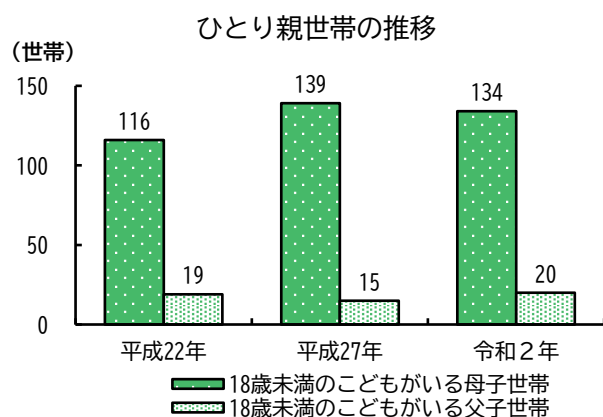
主な取組	主な推進課
①ワンストップ相談窓口による相談機能の充実 ②相談窓口活用のための意識啓発 ③介護保険サービス・介護予防事業の充実及び利用促進	福祉課 健康づくり課 企画課

指標	現状 <令和5年度>	目標 <令和10年度>
・ワンストップ相談窓口での相談対応率	100%	100%

(3) ひとり親家庭等に対する支援の充実

現状

○本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成22年に比べ増加し、令和2年では134世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は令和2年では増加し20世帯となっています。



課題

○女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯においては子どもが成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があります。

○ひとり親家庭等に対し、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費の確保のための取組など、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行うことが必要です。

◆ 主な取組

ひとり親家庭、単身女性、高齢女性等の自立に向けた支援を行い、経済的及び社会的な安定を図ります。

主な取組	主な推進課
①子育て家庭の心身の安定を図るための支援サービスの充実 ②ひとり親家庭等に対する就業支援	こども未来課 健康づくり課 福祉課 企画課

指標	現状 ＜令和5年度＞	目標 ＜令和10年度＞
・ファミリー・サポート・センターのサポート 会員数（累計）	31人	40人

基本目標 4 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

(1) 性差・年代に応じた心身の健康づくりの促進

現状

○国では第5次男女共同参画基本計画において、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進しています。

課題

○生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、行政は健康診断などを充実させるほか、町民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。さらに、近年はストレスなどによる心の健康が問題となっていることから、性別や世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。

◆ 主な取組

健康教育や健康診断の普及など、性差や年代に応じた心身の健康づくりを促進し、性差・年代に関わらず、すべての人が健康的な生活を送るための環境づくりを行います。

主な取組		主な推進課
①健康診査や健康教育、相談などによる健康維持の促進 ②性差に応じた仕事と健康を両立できる環境の促進		健康づくり課 産業課 企画課

指標	現状 <令和5年度>	目標 <令和10年度>
・ヘルスアップ教室の開催回数	10回／年	11回／年

(2) 性と生殖に関する健康・権利の理解と尊重

現状

○全国の人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）は、緩やかな減少傾向となっています。令和4年度の人工妊娠中絶件数は122,725件、人工妊娠中絶実施率（年齢計）は5.1となっており、年齢階級別では20歳未満が9,569件・3.6、20代が56,697件・9.2、30代が44,234件・6.6と、半数以上が10代及び20代となっています。【令和6年度版男女共同参画白書（内閣府）】

課題

○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利を守る取組）に関する意識を広く社会に浸透させ、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージに応じた健康を支援するための取組の重要性についての認識を高め、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、認識を深めるための施策を推進する必要があります。

◆ 主な取組

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利を守る取組）について理解を深め、若者から成人までが自分の体や健康について正しい知識を持ち、望まない妊娠や性感染症の予防が進み、性に対する正しい理解を深めます。

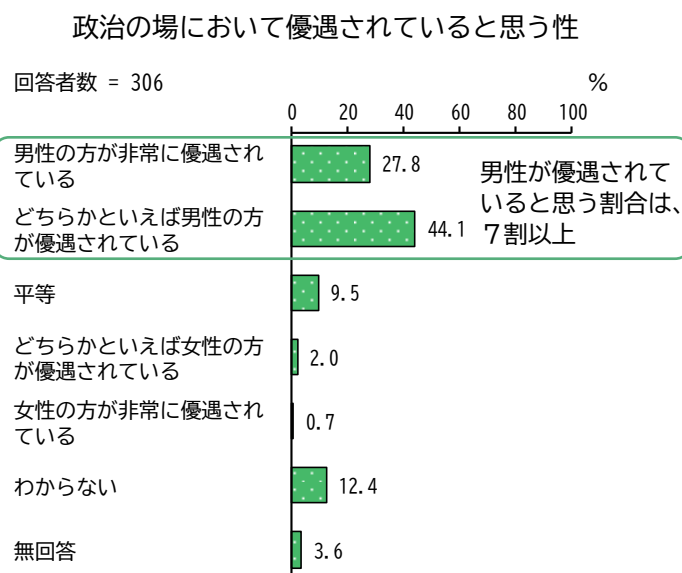
また、母子保健の充実を図り、妊娠中から子育てまでの切れ目のない支援を行います。

主な取組		主な推進課
①母子の健康の保持や増進と妊娠中から子育てまでの切れ目のない支援の実施 ②女性の性と生殖に関する自己決定権の支援の充実		健康づくり課 企画課
指標	現状 <令和5年度>	目標 <令和10年度>
・1歳6か月健診で継続支援が必要とされた者への支援実施割合	100%	100%

(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

現状

○住民意識調査では、政治の場において優遇されていると思う性について、男性が優遇されていると思う割合は、7割以上と高くなっています。



課題

○社会や個人の固定的な性別役割分担意識等を背景に、雇用分野における女性の管理職の登用などが男性よりも遅れています。意思決定過程の場における男女共同参画の重要性について、企業や地域に向けて、好事例の情報提供をするなどして積極的に働きかける必要があります。

◆ 主な取組

地域において、女性がリーダー的役割を担ったり、町の各種委員会や行政の意思決定プロセスにおいて女性の意見が反映されるよう取り組み、様々な場面で、多様な視点を取り入れた政策が実現します。

主な取組	主な推進課
①自治会や地域活動において、女性がリーダー的役割を担うことができる環境づくりの支援 ②審議会等における女性委員の積極的な登用	総務課 企画課

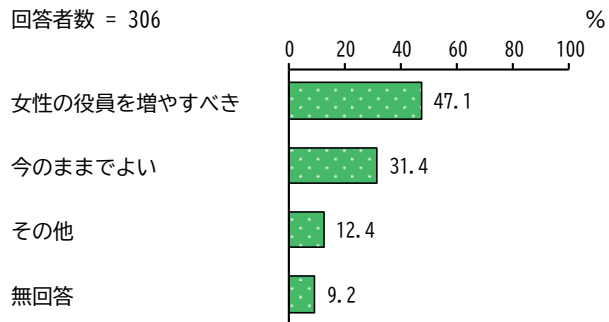
指標	現状 <令和5年度>	目標 <令和10年度>
・地域の各種委員や団体役員に占める女性の割合	40.3%	42.2%

(4) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

現状

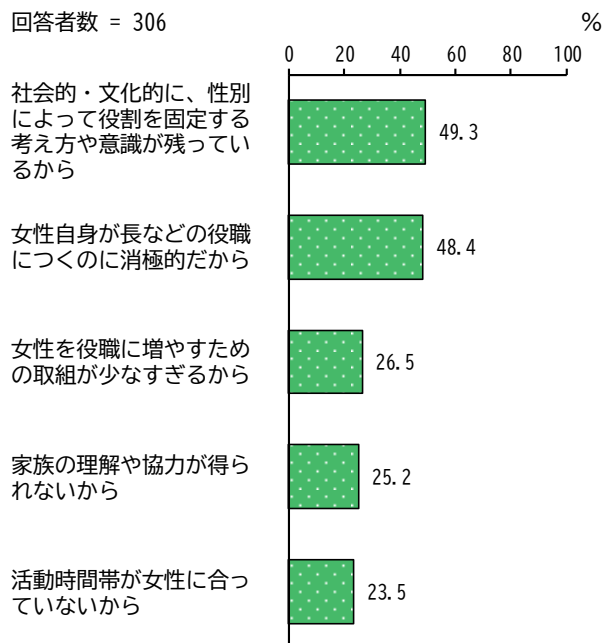
○住民意識調査では、自治会の役員に女性が少ない現状について感じることにについて、「女性の役員を増やすべき」が47.1%と最も高くなっています。

自治会の役員に女性が少ない現状について
感じることに



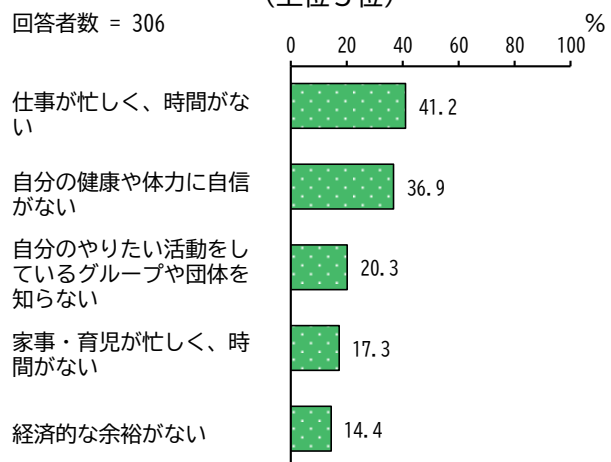
○住民意識調査では、女性が自治会の長などの役職につくことが少ない理由について、「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」が49.3%と最も高く、次いで「女性自身が長などの役職につくのに消極的だから」が48.4%となっています。

女性が自治会の長などの役職につくことが
少ない理由（上位5位）



○住民意識調査では、地域活動に参加しようとする時の障害について、「仕事が忙しく、時間がない」が41.2%と最も高く、次いで「自分の健康や体力に自信がない」が36.9%、「自分のやりたい活動をしているグループや団体を知らない」が20.3%となっています。

地域活動に参加しようとする時の障害
（上位5位）



課題

- 地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いているいないにかかわらず、男女がともに地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることができるようにすることが必要です。
- 日常生活において男女共同参画の意識を高めるためには、身近な生活場面での行動や役割について、男女共同参画という視点から検証することが必要です。そのために、男女共同参画意識向上のための講座の実施や情報提供が必要です。

◆ 主な取組

地域における男女共同参画推進の理解を深め、地域での子育てを含めたあらゆる場面で、男女共同参画を推進します。

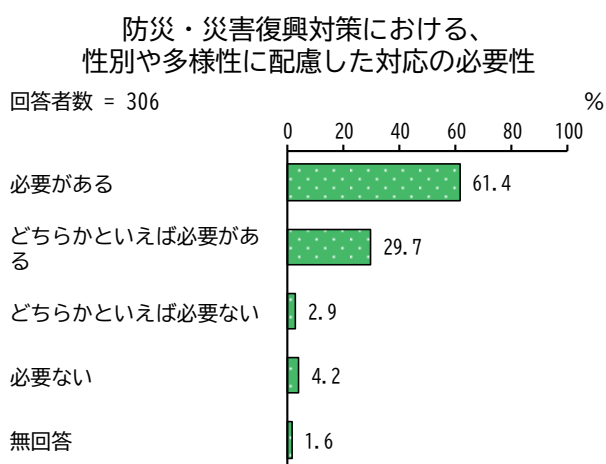
主な取組	主な推進課
①子育てに関する相談や交流の場の提供など地域における子育て支援の充実 ②地域における男女共同参画事例等の情報提供の充実	こども未来課 企画課

指標	現状 <令和5年度>	目標 <令和10年度>
・子育て支援センターの利用者数	7,864人／年	9,000人／年

(5) 男女共同参画の視点に立った防災の推進

現状

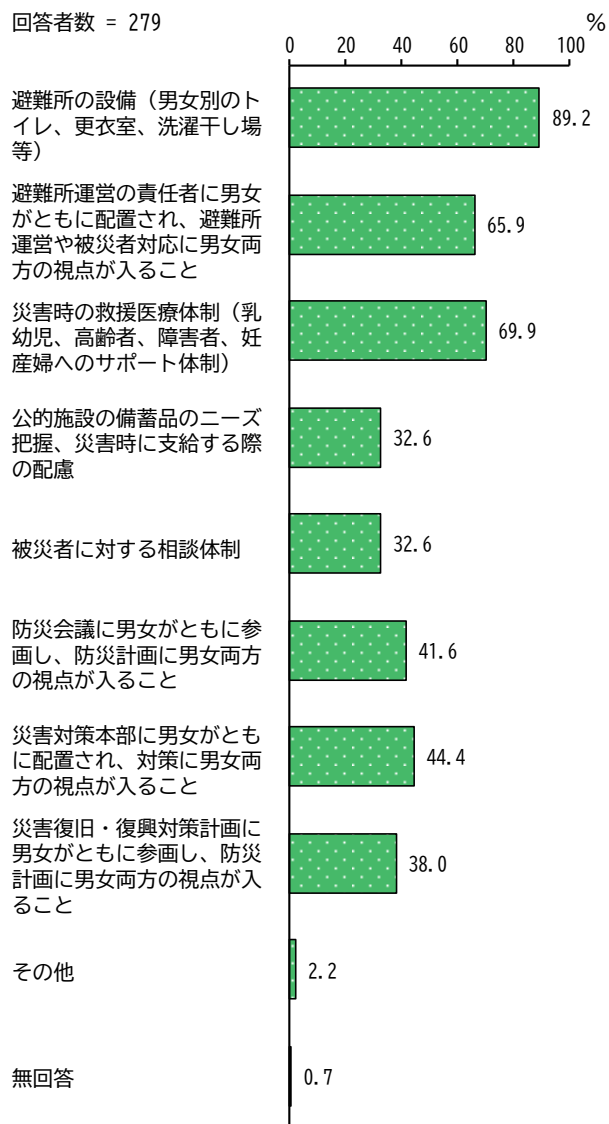
○住民意識調査では、防災・災害復興対策における、性別や多様性に配慮した対応の必要性について、「必要がある」が61.4%と高くなっています。



○住民意識調査では、防災・災害復興対策において配慮が必要なことについて、「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗濯干し場等）」が89.2%と最も高く、次いで「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦へのサポート体制）」が69.9%、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」が65.9%となっています。

防災・災害復興対策において配慮が必要なこと

回答者数 = 279



課題

○災害の多い昨今の状況を鑑み、日頃から男女共同参画の視点を踏まえた防災対策を講じておく必要があるため、自治会・自主防災会においても男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の取組を、さらに推進していく必要があります。

○被災時の避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが必要です。

◆ 主な取組

男女共同参画の視点に立った防災の推進を行い、災害時においてもジェンダー平等が確保されるよう努めます。

主な取組	主な推進課
①地域防災拠点への女性の参画拡大 ②性別や多様性に配慮した避難所設営、救援物資等防災体制整備の促進 ③自主防災組織等での女性を対象にした研修会の開催	防災課 企画課

指標	現状 ＜令和5年度＞	目標 ＜令和10年度＞
・地域防災指導員や消防団員に占める女性の割合	10%	14%

第3章

プランの推進に向けて

1 庁内における推進

(1) 庁内推進体制

- 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会の定期的な開催
- 横断的かつ積極的な取組の推進

(2) 男女共同参画推進の率先実行

- 庁内推進体制の機能強化
- 女性管理職の積極的な登用
- 職員への男女共同参画に関する研修の充実

(3) 各種審議会等への女性の登用

- 行政における審議会等委員への女性の積極的な登用の推進

2 住民及び関係機関等との連携

(1) 住民との協働による推進

- 地域団体や企業等との連携
- 計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援
- 住民・企業・地域団体等の自主的かつ主体的な取組を推進・支援

(2) 国・県・関係機関との連携

- 国・県などの上位計画との整合
- 国や県及び男女共同参画関係機関等との連携・協力
- 情報共有を図るための体制の構築

3 男女共同参画に関する情報の提供

- 計画の進捗状況に関する情報公開
- 広報・ホームページ等を活用した男女共同参画に関する情報提供
- 男女共同参画に関する町民意識調査結果の公表
- 企業に対する働きかけの強化

4 施策の評価

- 吉田町男女共同プラン検討委員会による進捗状況の把握、施策の評価
- 制度改正等の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや新たな施策の展開を検討

資料編

1 第5次吉田町男女共同参画プラン策定までの経過

年月日	会議等
令和6年6月19日	第1回 吉田町男女共同参画プラン策定に係るワーキンググループ会議 ・第5次吉田町男女共同参画プランの素案の作成について
令和6年7月8日～ 令和6年7月21日	吉田町男女共同参画に関する住民意識調査の実施 調査対象：吉田町在住の18歳以上の男女の中から1,000人を無作為抽出 調査方法：郵送配付・郵送回収及びインターネット回答 回収状況：306通（有効回収率30.6%）
令和6年7月10日	第1回 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会 ・第4次吉田町男女共同参画プランに係る評価及び進捗状況について ・第5次吉田町男女共同参画プランの素案の作成について
令和6年7月26日	第1回 吉田町男女共同参画プラン検討委員会 ・吉田町男女共同参画プランについて ・吉田町男女共同参画プランに係る評価及び進捗状況について ・第5次吉田町男女共同参画プランの素案の作成について
令和6年8月26日	第2回 吉田町男女共同参画プラン策定に係るワーキンググループ会議 ・第5次吉田町男女共同参画プランの素案の作成について
令和6年9月25日	第2回 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会 ・第4次吉田町男女共同参画プランに係る評価及び進捗状況について ・第5次吉田町男女共同参画プランの素案の作成について
令和6年10月28日	第3回 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会 ・第5次吉田町男女共同参画プランの素案の作成について
令和6年11月1日	第2回 吉田町男女共同参画プラン検討委員会 ・吉田町男女共同参画プランの自己評価及び進捗状況に係る評価結果について ・ヒアリングの実施について ・第5次吉田町男女共同参画プランの素案の作成について
令和6年12月16日～ 令和7年1月6日	「第5次吉田町男女共同参画プラン」の素案に対するパブリックコメントの実施
令和7年1月14日	第3回 吉田町男女共同参画プラン策定に係るワーキンググループ会議 ・第5次吉田町男女共同参画プラン（案）について
令和7年1月22日	第4回 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会 ・第5次吉田町男女共同参画プラン（案）について
令和7年2月28日	第3回 吉田町男女共同参画プラン検討委員会 ・第5次吉田町男女共同参画プラン（案）について

2 男女共同参画に関する主な動き

年度	国の動き	静岡県の動き	吉田町の動き
昭和50(1975)年	婦人問題企画推進本部設置、婦人問題企画推進会議開催		
昭和52(1977)年	「国内行動計画」策定、「国立女性教育会館」設置		
昭和56(1981)年	「国内行動計画後期重点目標」策定		
昭和60(1985)年	「国籍法」改正、「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61(1986)年	婦人問題企画推進本部拡充（構成を全省庁に拡大） 婦人問題企画推進有識者会議開催	「婦人のための静岡県計画」策定	
昭和62(1987)年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
平成3(1991)年	「育児休業法」公布		
平成5(1993)年		県女性総合センター「あざれあ」開館	
平成6(1994)年	男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置		
平成7(1995)年	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）		
平成8(1996)年	男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	「男女が共に創るしずおかプラン」策定	
平成9(1997)年	男女共同参画審議会設置 「男女雇用機会均等法」改正、「介護保険法」公布		
平成11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行	「男女共同参画の日（7月30日）」制定 全国で初めてユニバーサルデザインに取り組む	
平成12(2000)年	「男女共同参画基本計画」閣議決定	しずおかユニバーサルデザイン行動計画策定 「男女が共に創るしずおかプラン第2次アクションプログラム」策定	
平成13(2001)年	男女共同参画会議、男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	「静岡県男女共同参画推進条例」施行 静岡県男女共同参画会議設置	
平成14(2002)年	「改正育児・介護休業法」施行		
平成15(2003)年	「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	「静岡県男女共同参画基本計画ハーマニックしずおか2010」策定 「しずおか男女共同参画推進会議」設立	
平成16(2004)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「児童虐待の防止に関する法律」改正	「静岡県男女共同参画白書」発行	吉田町男女共同参画基本計画推進委員会を設置
平成17(2005)年	「男女共同参画基本法（第2次）」閣議決定		「吉田町男女共同参画プラン」策定 「吉田町特定事業主行動計画」策定

年度	国の動き	静岡県の動き	吉田町の動き
平成18(2006)年	「男女雇用機会均等法」改正		
平成19(2007)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「静岡県男女共同参画基本計画ハーモニックス2010後期実践プラン」策定 「男女共同参画社会づくり宣言」推進事業開始	
平成21(2009)年	男女共同参画シンボルマーク決定、「育児・介護休業法」改正		
平成22(2010)年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	「第2次静岡県男女共同参画基本計画」策定	「吉田町男女共同参画プラン（第2次）」策定 「吉田町特定事業主行動計画（後期計画）」策定
平成24(2012)年	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定		
平成25(2013)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期実践計画」策定	「吉田町男女共同参画プラン（第2次）」改訂
平成26(2014)年	「日本再興戦略」改訂に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる		「第2期吉田町特定事業主行動計画（前期計画）」策定
平成27(2015)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」策定 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定		自治会役員への女性登用促進制度の創設
平成28(2016)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「育児・介護休業法」一部改正	「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」策定	「吉田町男女共同参画プラン（第3次）」策定
平成29(2017)年	「育児・介護休業法」一部改正	「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第3期実践計画」策定	「静岡県男女共同参画社会づくり宣言」宣言
平成30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行		
令和元(2019)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正 「男女雇用機会均等法」一部改正、 「育児・介護休業法」一部改正		「第2期吉田町特定事業主行動計画（後期計画）」策定
令和2(2020)年	「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	「第3次静岡県男女共同参画基本計画」策定	「第4次吉田町男女共同参画プラン」策定
令和4(2022)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	「静岡県パートナーシップ宣誓制度」スタート	
令和5(2023)年	「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行	「静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定	
令和6(2024)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行		「第5次吉田町男女共同参画プラン」策定

3 吉田町男女共同参画プラン検討委員会設置要綱

平成28年4月1日
要綱第28号

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条の規定に基づき、吉田町が目指す男女共同参画社会を実現するための指針となる吉田町男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定を検討し、及び評価を行うため、吉田町男女共同参画プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) プランの評価に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他町長が必要と認める者
- 2 委員会に、委員長を置く。
- 3 委員長は、町長が指名した者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会にワーキンググループを置き、プランの策定及び推進に必要な調査及び検討を行う。

- 2 ワーキンググループは、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 ワーキンググループの会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会及びワーキンググループの庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月28日要綱第49号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日要綱第20号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

所属	職名
総務課	人材育成統括、秘書広聴統括
防災課	防災統括、地域安全統括
企画課	企画調整統括
町民課	住民窓口統括
福祉課	社会福祉統括、高齢者福祉統括
こども未来課	児童福祉統括、保育支援統括
健康づくり課	健康推進統括
産業課	商工観光統括
学校教育課	教育振興統括
生涯学習課	社会教育統括

4 吉田町男女共同参画プラン検討委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	役職等	備考
犬 塚 協 太	静岡県立大学国際関係学部教授 男女共同参画センター長	委員長
松 浦 セツ子	吉田町女性団体連絡協議会会長	
伊 藤 将 文	オカモト株式会社静岡工場 総務人事部長代理	
大川原 綾 乃	株式会社大川原製作所 取締役副社長	
横 井 嘉 治	校長代表（吉田中学校校長）	
中 村 成 宏	吉田町教育委員会委員	
峯 野 貴恵子	特別養護老人ホーム住吉杉の子園施設長	
桐 田 不二雄	吉田町自治会連合会会長 （片岡区自治会長）	
小 川 政 徳	吉田町保育園保護者会会長	
中 西 征 也	吉田町PTA連絡協議会 （中央小学校PTA副会長）	

平成16年7月30日

要綱第20号

改正 平成17年3月31日要綱第3号
 平成17年10月11日要綱第20号
 平成18年3月31日要綱第16号
 平成19年4月1日要綱第22号
 平成21年3月31日要綱第16号
 平成23年1月20日要綱第4号
 平成23年12月28日要綱第37号
 平成25年4月1日要綱第6号
 平成26年6月1日要綱第29号
 平成28年3月31日要綱第23号
 令和2年3月31日要綱第24号
 令和3年3月31日要綱第23号

(設置)

第1条 吉田町における男女共同参画社会づくりを推進するため、吉田町男女共同参画基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 吉田町男女共同参画基本計画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会づくりの推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に定める職にある者をもって組織する。

町長 副町長 教育長 理事 危機管理監 参事 総務課長 防災課長 企画課長 財政管理課長 税務課長 町民課長 福祉課長 こども未来課長 健康づくり課長 産業課長 建設課長 都市環境課長 上下水道課長 会計課長 議会事務局 学校教育課長 生涯学習課長 吉田町牧之原市広域施設組合事務局長 吉田町牧之原市広域施設組合教育委員会事務局長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は町長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は副町長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日要綱第3号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月11日要綱第20号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日要綱第16号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日要綱第22号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日要綱第16号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月20日要綱第4号）

この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

附 則（平成23年12月28日要綱第37号）

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日要綱第6号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成26年6月1日要綱第29号）
この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
附 則（平成28年3月31日要綱第23号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（令和2年3月31日要綱第24号）
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
附 則（令和3年3月31日要綱第23号）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

6 男女共同参画にかける法令等

(1) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

平成13年1月6日 施行

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に關する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（２）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（女性活躍推進法）（平成27年法律第64号）

令和7年6月1日 施行（未施行あり）

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

- 第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する

指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるものの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推

進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（職業指導等の措置等）

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八條第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一條 厚生労働大臣は、第二十條第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八條第一項に規定する一般事業主又は第二十條第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八條第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二條 第八條、第九條、第十一條、第十二條、第十五條、第十六條、第三十條及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四條 第十六條第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五 条次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 第5次吉田町男女共同参画プランの指標と計測方法

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けたジェンダー平等の意識づくり

指標	現状 ＜令和5年度＞	目標 ＜令和10年度＞	計測方法
中学生における固定的性別役割分担意識にとらわれない生徒の割合	59.2%	70%	中学生を対象に実施する「男女共同参画に関するアンケート」により把握
子育て世帯向けセミナーの満足度	—	90%	子育て世帯向けセミナーの参加者を対象に実施するアンケートにより把握
人権啓発活動（人権教育講演会）の理解度	88.6%	90%	人権啓発活動（人権教育講演会）の参加者を対象に実施するアンケートにより把握
男女共同参画や性の多様性に関する情報発信回数	2回／年	3回／年	広報誌等における男女共同参画や性の多様性に関する情報発信実績により把握

基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と男女ともに活躍できる環境づくり

指標	現状 ＜令和5年度＞	目標 ＜令和10年度＞	計測方法
静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所登録件数（累計）	20件	24件	静岡県のHPに掲載されている情報により把握
企業向けセミナー参加企業の満足度	—	90%	企業向けセミナーの参加者を対象に実施するアンケートにより把握
家族介護交流会・家族介護教室の男性参加者数	9人／年	14人／年	実数により把握

基本目標3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

指標	現状 ＜令和5年度＞	目標 ＜令和10年度＞	計測方法
ドメスティック・バイオレンス防止のための啓発活動回数	3回／年	3回／年	広報誌等におけるドメスティック・バイオレンス防止のための啓発実績により把握
ワンストップ相談窓口での相談対応率	100%	100%	実数により把握
ファミリー・サポート・センターのサポート会員数（累計）	31人	40人	実数により把握

基本目標4 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

指標	現状 ＜令和5年度＞	目標 ＜令和10年度＞	計測方法
ヘルスアップ教室の開催回数	10回／年	11回／年	実数により把握
1歳6か月健診で継続支援が必要とされた者への支援実施割合	100%	100%	実数により把握
地域の各種委員や団体役員に占める女性の割合	40.3%	42.2%	実数により把握
子育て支援センターの利用者数	7,864人／年	9,000人／年	実数により把握
地域防災指導員や消防団員に占める女性の割合	10%	14%	実数により把握

8 用語解説

英字

SOGI

Sexual Orientation（性的指向）とGender Identity（性自認）の頭文字を取った言葉で、性的指向と性自認のこと。

あ行

アウティング

第三者が本人の同意なく性的指向や性自認などを暴露すること。

育児休業・介護休業

「育児休業」は、子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業。「介護休業」は、一定の親族を介護する労働者が法律に基づいて取得できる休業。

か行

固定的性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」、「女性なのに気が利かない」、「男性なのに意気地がない」などの、性別によって役割や責任を分担する考え方。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

様々な困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする法律。令和6年4月に施行。

さ行

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

静岡県男女共同参画社会づくり宣言

静岡県内の事業所・団体における男女共同参画を推進するため、ワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に取り組むことを宣言し、静岡県に登録する取組のこと。静岡県では宣言事業所を積極的にPRするとともに、宣言の実践を支援する様々な施策を展開している。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であり、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、国、地方公共団体、301人以上の企業に数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出、女性の活躍に関する情報の公表を義務付けた法律。令和元年6月一部を改正する法律が公布され、行動計画の策定、届出、公表義務の対象企業が101人以上に拡大されたほか、301人以上の企業の情報の公表内容が強化された。

性自認

自分の性別を自分でどう思うか、自分が認識している性別のこと。生物学的な性と性自認が一致している人、一致しない人など様々。

性的指向

どの性別の人を好きになるか、恋愛や性愛がどの性別に向いているか、ということ。異性愛、同性愛、両性愛、無性愛など様々。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）

性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性を尊重する社会の実現を目指し、国や地方公共団体、企業、学校による知識普及や相談体制の整備などを定めている。令和5年6月23日に施行。

セクシャルハラスメント

職場・学校などで（法的な取決めがあるのは職場のみ）、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指す。

セクシュアル・マイノリティ（性的マイノリティ）

性的少数者のこと。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別違和を有する人）、クエスチョニング（性的指向や性自認が定まっていない人）の頭文字をとった「LGBTQ」があるが、それ以外にも多様な性（性別）のあり方が存在する。

た行

多様性

ダイバーシティともいい、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

近年では、企業や組織において、多様な背景を持つ人々が持てる能力を最大限発揮し、活躍できるようDE & Iが推進されている。

※DE & Iとは、Diversity（ダイバーシティ/多様性）、Equity（エクイティ/公平性）、Inclusion（インクルージョン/受容）の頭文字をとった言葉で、「多様性」を「受容・包括」し、それぞれに「公平」な機会提供のもとで、互いに尊重しながら成長できる環境づくりのことを言う。

男女共同参画社会基本法

男女平等を前提とした上で、全ての人が個性や能力を十分に発揮できる機会を保障し、あらゆる分野における女性の意思決定への参加を促すために、平成11年に公布、施行された法律。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

同居関係にある配偶者や内縁関係、両親・子・親戚などから受ける家庭内暴力のこと。近年ではドメスティック・バイオレンスの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

は行

パートナーシップ制度

性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約束した関係にあることを届出された場合、証明書等を交付する制度。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

家庭内での暴力を防止するとともに、被害者（配偶者等）の保護と自立に向けた支援を行うことを目的とする法律。

ま行

マタニティハラスメント

職場などでの、妊娠・出産に関する嫌がらせ。妊婦に直接嫌がらせを言ったりするほか、妊娠を理由に自主退職を強要する、育児休暇を認めない、妊娠しないことを雇用の条件にするなどの行為も含まれる。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利を守る取組）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

レインボーフラッグ

赤、橙、黄、緑、青、紫の6色の構成されており、性的マイノリティ（LGBTQ）の尊厳を象徴し、支援や連帯の気持ちを示す旗のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、自己の人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

ワンストップ相談窓口

様々な分野の相談ができ、かつ、総合的な対応につなげることのできる相談窓口のこと。

第5次吉田町男女共同参画プラン

令和7年3月

発行：吉田町役場

編集：吉田町役場 企画課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

T E L : 0548-33-2136 F A X : 0548-33-2162

E-mail : kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp



